

# 令和5年度 一宮市幼児環境教育推進事業実施要領

## 1 趣 旨

私たちは今、地球温暖化に代表される地球規模の環境問題やライフスタイルの多様化に伴う生活環境問題などいくつもの課題を抱えています。こうした課題を解決し、持続可能な社会を構築していくためには、一人ひとりの自発的な活動が不可欠であり、そうした自発的な意思を育てる環境教育がとても重要になります。

そこで、21世紀を担う子どもたちがさまざまな体験や活動を通じて、みんな学び、考え、話し合うことで、人間と環境との関わりやいのちの大切さについて学び、豊かな環境とその恵みを大切に思う心をはぐくむことを目的とし、本事業を実施します。

## 2 実施期間

令和5年5月1日 ～ 令和6年2月29日

## 3 実施主体

市内各保育園・幼稚園・認定こども園

## 4 対象

園児及びその保護者

## 5 事業内容

幼児環境教育推進に関する事業

(例)・ホタルなど身近な生き物の観察

- ・野菜の栽培や、緑のカーテンの作成などの植物育成
- ・生き物とのふれあい活動（移動動物園など）
- ・ドングリや落ち葉などを使った工作
- ・園庭の自然を利用した自然体験学習
- ・環境紙芝居

など

## 6 実施要件

(1) 年1回

(2) 時間は1時間程度（30分×2コマでも可）

## 7 補助金額

一事業につき、講師謝礼10,000円を上限として市より補助します。

（源泉徴収税含む）

## 幼児環境教育推進事業実施事務手続き

### 1. 事業実施希望届の提出について

○事業の実施を希望する園については、4月21日（金）までに幼児環境教育推進事業実施申請書（別紙：様式1）を「6. 提出先」に提出してください。未定の場合でも申請していただいて構いませんが、詳細が決まり次第速やかに事業実施変更届（別紙：様式3）を提出してください。

未定の場合でも申請していただければ、予算（1万円）を確保いたします。ただし、申請が予算を超える場合は講師等が既に決まっている園を優先します。また、申請時に実施日時や実施内容等が未定で、事業実施変更届（別紙：様式3）を提出せずに事業を実施した場合、謝礼の補助を行うことができない場合がありますのでご注意ください。

○4月21日までに申請が予算額を超えた場合は抽選を行います。なお、4月21日以降は、予算に達するまで先着順で随時受付しますので、残り枠数は環境政策課までお問い合わせください。

【令和5年度予算：150,000円（目安15園）】

○実施を希望した園には、事業実施の可否をお知らせします。

### 2. 事業の変更・中止について

○事業実施申請書提出後に、実施日時・場所・講師等が変更になった場合及び事業が中止となった場合、速やかに環境政策課に連絡後、事業実施変更届（別紙：様式3）を提出してください。変更となった箇所のみ記入をお願いします。

### 3. 事業完了報告について

○事業実施後10日以内に、事業完了報告書（別紙：様式4）と振込依頼書（別紙：様式5）を提出してください。事業の周知を行った園だよりと、事業を実施したことが確認できる写真も併せて提出をお願いします。

写真は電子データで、メールや回覧等で提出をお願いします。その他書類は郵送・連絡便・メール等いずれでも構いません。

なお、実施結果・写真については市ウェブページ等に掲載させていただく場合がございます。その可否については事業完了報告書（別紙：様式4）のウェブページ掲載許可欄に○印をつけてください。

#### 4. 講師について

○依頼される講師については原則として自由です（生き物や自然環境などについてレクチャーできること）。

なお、この事業についてすでにご理解いただいている講師候補については別紙のとおりです。

○講師候補についてご相談がありましたら、「6. 提出先」までお問い合わせください。

※市内小中学校教員への講師依頼はご遠慮ください。

#### 5. 講師謝礼について

○謝礼の不要な講師については、事業完了報告書（別紙：様式4）のみ提出をお願いします。

○講師謝礼の支払いについては、事業完了報告書（別紙：様式4）・振込依頼書（別紙：様式5）の提出後に講師の指定銀行口座へ直接振り込みます。

なお、10,000円を上限に支払いますので、10,000円を越える場合は、差額を各園においてお支払ください。

（例：謝礼が15,000円の場合、市から10,000円、園から5,000円の支払いとなります。振込依頼書の金額は10,000円と記入してください。）

また、講師謝礼には源泉所得税を含みますので、源泉徴収後の差し引いた金額の振込みとなります。

（法人名義の銀行口座であれば、源泉徴収は発生しません。）

○個人名義となっている銀行口座に振込みの際には、講師のマイナンバーが必要となりますが、マイナンバーが未提出の場合は、環境政策課にて対応します。

#### 6. 提出先

〒491-0201

一宮市奥町字六丁山52番地 環境センター北館1階

一宮市環境部環境政策課 担当:鈴木

TEL:45-9953 または 内線:7253

FAX:45-4450

メールアドレス: kankyoseisaku@city.ichinomiya.lg.jp

## 「幼児環境教育推進事業」事務の流れ

